特定個人情報保護評価書（重点項目評価書）

評価書番号	評価書名
1	住民基本台帳に関する事務　重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
岩国市は、住民基本台帳に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるため、適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
山口県岩国市長

公表日
令和8年10月9日

［令和6年10月　様式3］

項目一覧

Ⅰ　基本情報
Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要
（別添1）特定個人情報ファイル記録項目
Ⅲ　リスク対策
Ⅳ　開示請求、問合せ
Ⅴ　評価実施手続
（別添2） 変更箇所

Ⅰ　基本情報

1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	住民基本台帳に関する事務
②事務の内容	市町村（特別区を含む。以下同じ。）が住民を対象とする行政を適切に行い、また、住民の正しい権利を保障するためには、市町村の住民に関する正確な記録が整備されていなければならない。 住民基本台帳は、住民基本台帳法（昭和42年7月25日法律第81号。以下「住基法」という。）に基づき、作成されるものであり、市町村における住民の届出に関する制度及びその住民たる地位を記録する各種の台帳に関する制度を一元化し、もって、住民の利便を増進するとともに行政の近代化に対処するため、住民に関する記録を正確かつ統一的に行うものであり、市町村において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務の処理の基礎となるものである。 また、住基法に基づいて住民基本台帳のネットワーク化を図り、全国共通の本人確認システム（以下「住民基本台帳ネットワークシステム」という。）を都道府県と共同して構築している。 市町村は、住基法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。）の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。 ①個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成 ②転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出又は職権に基づく住民票の記載、消除又は記載の修正 ③住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置 ④転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対する通知 ⑤本人又は同一の世帯に属する者の請求による住民票の写し等の交付 ⑥住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対する通知 ⑦地方公共団体情報システム機構（以下「機構」という。）への本人確認情報の照会 ⑧住民からの請求に基づく住民票コードの変更 ⑨個人番号の通知及び個人番号カードの交付 ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪引越しワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知 なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。
③対象人数	[　10万人以上30万人未満　] <選択肢> 1）1,000人未満　2）1,000人以上1万人未満 3）1万人以上10万人未満　4）10万人以上30万人未満

2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	既存住民基本台帳システム
②システムの機能	1. 住民基本台帳の記載に関する事務 ①住民から転入、出生等の届出等を受け付ける。 ②既存住民基本台帳システムの端末に異動情報を入力をする。 ③住民基本台帳ファイルを更新する。 2. 住民基本台帳の記載の変更に関する事務 ①住民から転居等の届出等を受け付ける。 ②既存住民基本台帳システムの端末に異動情報を入力する。 ③住民基本台帳ファイルを更新する。 3. 住民基本台帳の消除に関する事務 ①住民から転出、死亡等の届出等を受け付ける。 ②既存住民基本台帳システムの端末に異動情報を入力する。 ③住民基本台帳ファイルを更新する。 4. 住民基本台帳の照会 ①基本情報4情報（氏名、住所、生年月日、性別）の組み合わせや個人番号をキーとして、既存住民基本台帳システム端末から住民基本台帳を検索する。 5. 帳票の発行に関する事務 ①住民から住民票の写し等の交付申請を受け付ける。 ②既存住民基本台帳システムの端末を操作して当該証明書を作成して発行する。 ③発行して住民票等の写し等の証明書を住民へ交付する。 6. 住民基本台帳の統計 ①既存住民基本台帳システムにて各種統計処理の実施。 ②既存住民基本台帳システムにて各種統計情報の出力。 7. 情報連携 ①情報提供ネットワークシステムの中間サーバへの符号要求処理。 8. 個人番号カード交付に関する事務 ①個人番号カードの窓口交付事務。 9. 個人番号生成要求、変更要求に関する事務 ①住民から出生の届出又は個人番号の変更等の届出等を受け付ける。 ②既存住民基本台帳システムから個人番号の生成電文の作成を行う。 ③既存住民基本台帳システムから、市町村コミュニケーションサーバ（以下「市町村CS」という。）に対し、通知を行う。 ④市町村CSから機構の個人番号管理システムへ個人番号の生成要求を通知する。 ⑤機構の個人番号管理システムから生成された個人番号が市町村CSへ通知される。 ⑥市町村CSにて受領した個人番号を、既存住民基本台帳システムに登録する。
③他のシステムとの接続	[　　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　　] 税務システム [　　] その他　（　　）
システム2～5	

システム2	
①システムの名称	住民基本台帳ネットワークシステム
②システムの機能	1．本人確認情報の更新 ：既存住民基本台帳システムにおいて住民票の記載事項の変更又は新規作成が発生した場合に、当該情報を元に市町村CSの本人確認情報を更新し、都道府県サーバへ更新情報を送信する。 2．本人確認 ：特例転入処理や住民票の写しの広域交付などを行う際、窓口における本人確認のため、提示された個人番号カード等を元に住民基本台帳ネットワークシステムが保有する本人確認情報に照会を行い、確認結果を画面上に表示する。 3．個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 4．本人確認情報検索 ：統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。 5．機構への情報照会 ：全国サーバに対して住民票コード、個人番号又は4情報の組合せをキーとした本人確認情報照会要求を行い、該当する個人の本人確認情報を受領する。 6．本人確認情報整合 ：本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事が都道府県サーバにおいて保有している都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構が全国サーバにおいて保有している機構保存本人確認情報ファイルと整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する。 7．送付先情報通知 ：個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書（以下「交付申請書」という。）等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。 8．個人番号カード管理システムとの情報連携 ：機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに対し、個人番号カードの交付、廃止、回収又は一時停止解除に係る情報や個人番号カードの返還情報等を連携する。 ・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カード関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　）

システム3	
①システムの名称	団体内統合宛名システム
②システムの機能	1. 宛名番号付番機能 団体内統合宛名番号が未登録の個人について、新規に団体内統合宛名番号を付番する機能。既存業務システムからの団体内統合宛名番号要求に対し、団体内統合宛名番号を付番し、既存業務システム及び中間サーバに対し返却する。 2. 宛名情報等管理機能 団体内統合宛名システムにおいて宛名情報を団体内統合宛名番号、個人番号とひも付けて保存し、管理する機能 3. 中間サーバ連携機能 中間サーバ又は中間サーバ端末からの要求に基づき、団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報等を通知する機能 4. 既存システム連携機能 既存業務システムからの要求に基づき、個人番号又は団体内統合宛名番号にひも付く宛名情報を通知する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　　[○] 庁内連携システム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[○] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[○] 税務システム [○] その他　（ 中間サーバ　　）
システム4	
①システムの名称	中間サーバ
②システムの機能	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
③他のシステムとの接続	[○] 情報提供ネットワークシステム　　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　　[　] 既存住民基本台帳システム [○] 宛名システム等　　[　] 税務システム [　] その他　（　　）

システム5	
①システムの名称	サービス検索・電子申請機能
②システムの機能	1．住民向け機能 自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2．地方公共団体向け機能 住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[○] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[　] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[　] 税務システム [　] その他　（　）
システム6～10	
システム6	
①システムの名称	コンビニ交付システム
②システムの機能	1．.証明書の発行機能 個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等のマルチコピー機から住民票等各種証明書を発行する機能 2．既存システムとの連携機能 既存住基システムと連携し、住民異動情報、シリアル番号をリアルタイムで取得する。
③他のシステムとの接続	[　] 情報提供ネットワークシステム　[　] 庁内連携システム [　] 住民基本台帳ネットワークシステム　[○] 既存住民基本台帳システム [　] 宛名システム等　[○] 税務システム [○] その他　（ 戸籍システム　）
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名

（1）住民基本台帳ファイル
（2）本人確認情報ファイル
（3）送付先情報ファイル

4. 個人番号の利用 ※

法令上の根拠	1　番号法 ・第7条（指定及び通知） ・第16条（本人確認の措置） ・第17条（個人番号カードの交付等） 2　住基法 ・第5条（住民基本台帳の備付け） ・第6条（住民基本台帳の作成） ・第7条（住民票の記載事項） ・第8条（住民票の記載等） ・第12条（本人等の請求による住民票の写し等の交付） ・第12条の4（本人等の請求に係る住民票の写しの交付の特例） ・第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置） ・第22条（転入届） ・第24条の2（個人番号カードの交付を受けている者等に関する転入届の特例） ・第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等） ・第30条の10（通知都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供） ・第30条の12（通知都道府県以外の都道府県の区域内の市町村の執行機関への本人確認情報の提供）

5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※

①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 ・番号法第19条第17号及び個人情報保護委員会規則 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	

6. 評価実施機関における担当部署

①部署	市民協働部　市民課
②所属長の役職名	市民課長

7. 他の評価実施機関

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名

(1)住民基本台帳ファイル

2. 基本情報

①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す） ※住民基本台帳に記録されていた者で、転出等の事由により住民票が消除（死亡による消除を除く。）された者（以下「消除者」という。）を含む
	その必要性	住民に関する記録を正確かつ統一的に行い、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する事務処理を行うため、本特定個人情報ファイル（住民基本台帳ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　　100項目以上　　] ＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[○] その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 [○] 4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　[　] 連絡先（電話番号等） [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [○] 医療保険関係情報　[○] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[○] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[○] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [○] その他　（中長期在留者情報、特別永住者情報、一時庇護許可者情報、出生による経過滞在者又は国籍喪失による経過滞在者情報）
	その妥当性	○識別情報　住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。 ○連絡先情報　住民票の記載等に係る本人確認情報（個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報）を記録する必要があるため。 ○業務関係情報 ・医療保険関係情報 ：国民健康保険の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ：後期高齢者医療の被保険者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・介護・高齢者福祉関係情報 ：介護保険の被保険者資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・児童福祉・子育て関係情報 ：児童手当の支給を受けている者の受給資格情報を住民票へ記録する必要があるため。 ・年金関係情報 ：国民年金の加入者の資格情報を住民票へ記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月15日

⑥事務担当部署	市民協働部　市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[○] 本人又は本人の代理人 [ ] 評価実施機関内の他部署 （ ） [○] 行政機関・独立行政法人等 （ 機構 ） [○] 地方公共団体・地方独立行政法人 （ 他自治体 ） [ ] 民間事業者 （ ） [ ] その他 （ ）
②入手方法		[○] 紙 [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 電子メール [ ] 専用線 [ ] 庁内連携システム [ ] 情報提供ネットワークシステム [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能、窓口支援システム） ）
③使用目的 ※		住民基本台帳の更新、住民の居住関係の公証、その他住民に関する事務の実施を行う。
④使用の主体	使用部署	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、各支所、各出張所
	使用者数	[10人以上50人未満] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・個人を単位とする住民票を世帯ごとに編成し、住民基本台帳を作成する。 ・住民からの転入届、転居届、転出届、世帯変更届等の届出等を受け、住民票の記載、消除又は記載の修正を行い、住所地の変更を伴う場合は本籍地市町村に対して通知を行う。 ・住民票の記載事項に変更があった際の都道府県知事に対して通知を行う。 ・転入届に基づき住民票の記載をした際の転出元市町村に対して通知を行う。 ・本人、同一の世帯に属する者又は第三者の請求による住民票の写し等の交付を行う。 ・出生届、海外からの転入（個人番号未指定の場合）等における個人番号未指定者に対して、機構へ住民票コードを通知し、個人番号を取得する。 ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。 ・マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。
	情報の突合	・住民からの転入届等を受けて、転出先の市町村から転出証明書情報を受領し、転入届情報と突合を行い、転入情報の確認を行う。 ・機構から受領した住民票コードと個人番号を住民基本台帳の住民票コードと突合し、個人番号を記載する。 ・市町村CSから本人確認情報、転入通知等を受領し、住民基本台帳情報と突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 1 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 60 ）件 [○] 移転を行っている （ 12 ）件 [ ] 行っていない
提供先1	【別紙1】 提供先一覧に記載
①法令上の根拠	【別紙1】 提供先一覧に記載
②提供先における用途	【別紙1】 提供先一覧に記載
③提供する情報	住民票関係情報（住基法第7条第4項に規定する事項）
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[○] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	照会を受けたら都度。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	【別紙2】 移転先一覧に記載
①法令上の根拠	【別紙2】 移転先一覧に記載
②移転先における用途	【別紙2】 移転先一覧に記載
③移転する情報	住民票関係情報（住所、氏名、生年月日、性別等）
④移転する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥移転方法	[○] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳ファイルの更新の都度。
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
(2)本人確認情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※		[　　システム用ファイル　　] ＜選択肢＞ 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数		[　10万人以上100万人未満　] ＜選択肢＞ 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※		区域内の住民(住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す) ※消除者を含む
	その必要性	住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル(本人確認情報ファイル)において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する必要があるため。
④記録される項目		[　10項目以上50項目未満　] ＜選択肢＞ 1) 10項目未満　2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満　4) 100項目以上
	主な記録項目 ※	・識別情報 [○] 個人番号　[　] 個人番号対応符号　[　] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [○] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所)　[　] 連絡先(電話番号等) [○] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [　] 国税関係情報　[　] 地方税関係情報　[　] 健康・医療関係情報 [　] 医療保険関係情報　[　] 児童福祉・子育て関係情報　[　] 障害者福祉関係情報 [　] 生活保護・社会福祉関係情報　[　] 介護・高齢者福祉関係情報 [　] 雇用・労働関係情報　[　] 年金関係情報　[　] 学校・教育関係情報 [　] 災害関係情報 [　] その他　(　　)
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 :住民基本台帳ネットワークシステムを通じて本人確認を行うために必要な情報として、住民票の記載等に係る本人確認情報(個人番号、4情報、住民票コード及びこれらの変更情報)を記録する必要があるため。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年6月15日
⑥事務担当部署		市民協働部　市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　] 本人又は本人の代理人 [　] 評価実施機関内の他部署　（　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　） [　] 民間事業者　（　） [○] その他　（ 自部署　）
②入手方法		[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住民基本台帳システム　）
③使用目的 ※		住民基本台帳ネットワークシステムを通じて全国共通の本人確認を行うため、本特定個人情報ファイル（本人確認情報ファイル）において区域内の全ての住民の情報を保有し、住民票に記載されている住民全員の記録を常に正確に更新・管理・提供する。
④使用の主体	使用部署	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] <選択肢> 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・住民票の記載事項の変更又は新規作成が生じた場合、既存住民基本台帳システムから当該本人確認情報の更新情報を受領し(既存住民基本台帳システム→市町村CS)、受領した情報を元に本人確認情報ファイルを更新し、当該本人確認情報の更新情報を都道府県知事に通知する（市町村CS→都道府県サーバ)。 ・住民から提示された個人番号カードに登録された住民票コードをキーとして本人確認情報ファイルを検索し、画面に表示された本人確認情報と申請・届出書等の記載内容を照合し確認することで本人確認を行う（個人番号カード→市町村CS)。 ・住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。 ・本人確認情報ファイルの内容が都道府県知事保存本人確認情報ファイル（都道府県サーバ）及び機構保存本人確認情報ファイル（全国サーバ）と整合することを確認するため、都道府県サーバ及び全国サーバに対し、整合性確認用本人確認情報を提供する（市町村CS→都道府県サーバ／全国サーバ)。
	情報の突合	・本人確認情報ファイルを更新する際に、受領した本人確認情報に関する更新データと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。 ・個人番号カードを用いて本人確認を行う際に、提示を受けた個人番号カードと本人確認情報ファイルを、住民票コードをもとに突合する。
⑥使用開始日		平成27年6月15日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 1 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 2 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	都道府県
①法令上の根拠	住基法第30条の6（市町村長から都道府県知事への本人確認情報の通知等）
②提供先における用途	・市町村から受領した住民の本人確認情報の変更情報（当該提供情報）を元に都道府県知事保存本人確認情報ファイルの当該住民に係る情報を更新し、機構に通知する。 ・住基法に基づいて、本人確認情報の提供及び利用等を行う。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	住民基本台帳の記載事項において、本人確認情報に係る変更又は新規作成が発生した都度、随時。
提供先2～5	
提供先2	都道府県及び機構
①法令上の根拠	住基法第14条（住民基本台帳の正確な記録を確保するための措置）
②提供先における用途	住民基本台帳の正確な記録を確保するために、本人確認情報ファイルの記載内容（当該提供情報）と都道府県知事保存本人確認情報ファイル及び機構保存本人確認情報ファイルの記載内容が整合することを確認する。
③提供する情報	住民票コード、氏名、生年月日、性別、住所、個人番号、異動事由、異動年月日
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	必要に応じて随時（1年に1回程度）。
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[　] 庁内連携システム　　[　] 専用線 [　] 電子メール　　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [　] フラッシュメモリ　　[　] 紙 [　] その他　（　　）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去

保管場所　※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。

7. 備考

Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
（3）送付先情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類　※		［　　システム用ファイル　　］　＜選択肢＞ 1）システム用ファイル 2）その他の電子ファイル（表計算ファイル等）
②対象となる本人の数		［　10万人以上100万人未満　］　＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
③対象となる本人の範囲　※		区域内の住民（住基法第5条（住民基本台帳の備付け）に基づき住民基本台帳に記録された住民を指す）
	その必要性	番号法第7条第1項（指定及び通知）及び個人番号カード省令第7条（個人番号の通知）に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 機構は、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書、個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき、これらの事務を実施する。
④記録される項目		［　50項目以上100項目未満　］　＜選択肢＞ 1）10項目未満　2）10項目以上50項目未満 3）50項目以上100項目未満　4）100項目以上
	主な記録項目　※	・識別情報 ［ ○ ］個人番号　［　］個人番号対応符号　［　］その他識別情報（内部番号） ・連絡先等情報 ［ ○ ］4情報（氏名、性別、生年月日、住所）　［　］連絡先（電話番号等） ［ ○ ］その他住民票関係情報 ・業務関係情報 ［　］国税関係情報　［　］地方税関係情報　［　］健康・医療関係情報 ［　］医療保険関係情報　［　］児童福祉・子育て関係情報　［　］障害者福祉関係情報 ［　］生活保護・社会福祉関係情報　［　］介護・高齢者福祉関係情報 ［　］雇用・労働関係情報　［　］年金関係情報　［　］学校・教育関係情報 ［　］災害関係情報 ［ ○ ］その他　（　個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報　）
	その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カード関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日		平成27年10月5日
⑥事務担当部署		市民協働部　市民課

3. 特定個人情報の入手・使用		
①入手元 ※		[　] 本人又は本人の代理人 [　] 評価実施機関内の他部署　（　） [　] 行政機関・独立行政法人等　（　） [　] 地方公共団体・地方独立行政法人　（　） [　] 民間事業者　（　） [○] その他　（ 自部署　）
②入手方法		[　] 紙　[　] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。）　[　] フラッシュメモリ [　] 電子メール　[　] 専用線　[　] 庁内連携システム [　] 情報提供ネットワークシステム [○] その他　（ 既存住民基本台帳システム　）
③使用目的 ※		個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。
④使用の主体	使用部署	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所
	使用者数	[　10人以上50人未満　] ＜選択肢＞ 1）10人未満　2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満　4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満　6）1,000人以上
⑤使用方法		・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づいて行う機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。
	情報の突合	入手した送付先情報に含まれる4情報等の変更の有無を確認する（最新の4情報等であることを確認する）ため、機構（全国サーバ）が保有する「機構保存本人確認情報」との情報の突合を行う。
⑥使用開始日		平成27年10月5日

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託の有無 ※		[委託する] （ 1 ） 件	<選択肢> 1）委託する 2）委託しない
委託事項1		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業業務	
①委託内容		システムの運用・保守業務、法制度改正に伴う改修作業	
②委託先における取扱者数		[10人以上50人未満]	<選択肢> 1）10人未満 2）10人以上50人未満 3）50人以上100人未満 4）100人以上500人未満 5）500人以上1,000人未満 6）1,000人以上
③委託先名		株式会社日立ソリューションズ西日本	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない]	<選択肢> 1）再委託する 2）再委託しない
	⑤再委託の許諾方法		
	⑥再委託事項		
委託事項2～5			
委託事項6～10			
委託事項11～15			
委託事項16～20			

5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。）	
提供・移転の有無	[○] 提供を行っている （ 1 ）件 [ ] 移転を行っている （ ）件 [ ] 行っていない
提供先1	機構
①法令上の根拠	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）
②提供先における用途	個人番号カード省令第23条の2（個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務）に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。
③提供する情報	「2. ④記録される項目」と同上。
④提供する情報の対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	「2. ③対象となる本人の範囲」と同上。
⑥提供方法	[ ] 情報提供ネットワークシステム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [○] その他 （ 住民基本台帳ネットワークシステム ）
⑦時期・頻度	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[ ] ＜選択肢＞ 1）1万人未満 2）1万人以上10万人未満 3）10万人以上100万人未満 4）100万人以上1,000万人未満 5）1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[ ] 庁内連携システム [ ] 専用線 [ ] 電子メール [ ] 電子記録媒体（フラッシュメモリを除く。） [ ] フラッシュメモリ [ ] 紙 [ ] その他 （ ）
⑦時期・頻度	
移転先2～5	
移転先6～10	
移転先11～15	
移転先16～20	

6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。 消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。
7. 備考	

（別添1）特定個人情報ファイル記録項目

（1）住民基本台帳ファイル
1.自治体ｺｰﾄﾞ、2.個人履歴番号、3.個人番号、4.個人履歴枝番、5.初期登録業務日時、6.更新業務日時、7.更新ｼｽﾃﾑ日時、8.更新ｺﾝﾋﾟｭｰﾀ名、9.更新ﾕｰｻﾞID、10.有効ﾌﾗｸﾞ、11.決裁状態、12.旧自治体ｺｰﾄﾞ、13.消除ｺｰﾄﾞ、14.住民区分、15.改製番号、16.世帯番号、17.任意世帯番号、18.番号法個人番号、19.住民票ｺｰﾄﾞ、20.旧世帯番号、21.旧世帯主氏名漢字、22.旧世帯主氏名漢字2、23.旧世帯主通称氏名漢字、24.旧世帯主併記氏名漢字、25.世帯主氏名ｶﾅ、26.世帯主氏名漢字、27.世帯主氏名ｶﾅ2、28.世帯主氏名漢字2、29.世帯主通称氏名ｶﾅ、30.世帯主通称氏名漢字、31.世帯主併記氏名ｶﾅ、32.世帯主併記氏名漢字、33.転入未届ｺｰﾄﾞ、34.再転入ｺｰﾄﾞ、35.続柄変更ﾌﾗｸﾞ、36.姓ｶﾅ、37.名ｶﾅ、38.氏名区分、39.氏名ｶﾅ、40.氏名漢字、41.氏名ｶﾅ2、42.氏名漢字2、43.氏名ﾌﾘｶﾞﾅ確認ﾌﾗｸﾞ、44.氏名未設定ﾌﾗｸﾞ、45.通称氏名ｶﾅ、46.通称氏名漢字、47.通称ﾌﾘｶﾞﾅ確認ﾌﾗｸﾞ、48.併記氏名ｶﾅ、49.併記氏名漢字、50.併記氏名ﾌﾘｶﾞﾅ確認ﾌﾗｸﾞ、51.宛名氏名ｶﾅ、52.宛名氏名漢字、53.氏名優先区分、54.旧通称氏名ｶﾅ、55.旧通称氏名漢字、56.旧併記氏名ｶﾅ、57.旧併記氏名漢字、58.旧姓ｶﾅ、59.旧名ｶﾅ、60.旧氏名ｶﾅ、61.旧氏名漢字、62.旧氏名ｶﾅ2、63.旧氏名漢字2、64.標準公証旧氏ｶﾅ、65.標準公証旧氏漢字、66.旧氏ﾌﾘｶﾞﾅ確認ﾌﾗｸﾞ、67.旧氏申請ｺｰﾄﾞ、68.現住所ｺｰﾄﾞ、69.現住所郵便番号、70.現住所、71.現住所地番、72.現住所方書ｶﾅ、73.現住所方書漢字、74.現住所前漢字地番数値、75.現住所地番数値1、76.現住所地番数値2、77.現住所地番数値3、78.現住所後漢字地番数値、79.住居地補正ｺｰﾄﾞ、80.性別ｺｰﾄﾞ、81.生年月日、82.元号ﾌﾗｸﾞ、83.生年月日不詳ﾌﾗｸﾞ、84.生年月日不詳ｺｰﾄﾞ、85.生年月日不詳文字、86.続柄ｺｰﾄﾞ、87.続柄名称漢字、88.記載順位、89.警告ﾌﾗｸﾞ、90.筆頭者氏名漢字、91.本籍住所ｺｰﾄﾞ、92.本籍郵便番号、93.本籍住所、94.本籍地番、95.本籍前漢字地番数値、96.本籍地番数値1、97.本籍地番数値2、98.本籍地番数値3、99.本籍後漢字地番数値、100.前住所世帯主氏名漢字、101.前住所世帯主氏名漢字2、102.前住所ｺｰﾄﾞ、103.前住所郵便番号、104.前住所、105.前住所地番、106.前住所方書ｶﾅ、107.前住所方書漢字、108.前住所前漢字地番数値、109.前住所地番数値1、110.前住所地番数値2、111.前住所地番数値3、112.前住所後漢字地番数値、113.住所変更前世帯主漢字、114.住所変更前世帯主漢字2、115.住所変更前世帯主通称氏名漢字、116.住所変更前世帯主併記氏名漢字、117.住所変更前住所ｺｰﾄﾞ、118.住所変更前郵便番号、119.住所変更前住所、120.住所変更前地番、121.住所変更前方書ｶﾅ、122.住所変更前方書漢字、123.住所変更前前漢字地番数値、124.住所変更前地番数値1、125.住所変更前地番数値2、126.住所変更前地番数値3、127.住所変更前後漢字地番数値、128.転入前住所世帯主漢字、129.転入前住所世帯主漢字2、130.転入前住所ｺｰﾄﾞ、131.転入前住所郵便番号、132.転入前住所、133.転入前住所地番、134.転入前住所方書ｶﾅ、135.転入前住所方書漢字、136.転入前住所前漢字地番数値、137.転入前住所地番数値1、138.転入前住所地番数値2、139.転入前住所地番数値3、140.転入前住所後漢字地番数値、141.転出予定先世帯主漢字、142.転出予定先世帯主漢字2、143.転出予定先住所ｺｰﾄﾞ、144.転出予定先郵便番号、145.転出予定先住所、146.転出予定先地番、147.転出予定先方書ｶﾅ、148.転出予定先方書漢字、149.転出予定先前漢字地番数値、150.転出予定先地番数値1、151.転出予定先地番数値2、152.転出予定先地番数値3、153.転出予定先後漢字地番数値、154.実定地世帯主氏名漢字、155.実定地世帯主氏名漢字2、156.実定地住所ｺｰﾄﾞ、157.実定地郵便番号、158.実定地住所、159.実定地地番、160.実定地方書ｶﾅ、161.実定地方書漢字、162.実定地前漢字地番数値、163.実定地地番数値1、164.実定地地番数値2、165.実定地地番数値3、166.実定地後漢字地番数値、167.住記異動事由ｺｰﾄﾞ、168.届出区分、169.届出表記、170.異動届出日、171.異動日、172.住民事由ｺｰﾄﾞ、173.住民届出日、174.住民日、175.住民日不詳ﾌﾗｸﾞ、176.住民日不詳文字、177.外国人住民届出日、178.外国人住民日、179.外国人住民日不詳ﾌﾗｸﾞ、180.外国人住民日不詳文字、181.住記住定事由ｺｰﾄﾞ、182.住定届出日、183.住定日、184.住定日不詳ﾌﾗｸﾞ、185.住定日不詳文字、186.消除事由ｺｰﾄﾞ、187.消除届出日、188.消除日、189.消除日不詳ﾌﾗｸﾞ、190.消除日不詳ｺｰﾄﾞ、191.消除日不詳文字、192.転出予定届出日、193.転出予定日、194.通知日、195.実定日、196.在留ｶｰﾄﾞ等番号、197.在留ｶｰﾄﾞ等番号区分、198.国籍ｺｰﾄﾞ、199.国籍名、200.第30条45規定区分、201.第30条45規定区分名称、202.在留資格ｺｰﾄﾞ、203.在留資格名称、204.在留期間ｺｰﾄﾞ年、205.在留期間ｺｰﾄﾞ月、206.在留期間ｺｰﾄﾞ日、207.在留期間終日、208.世帯変更事由ｺｰﾄﾞ、209.世帯変更異動日、210.世帯変更届出日、211.改製年月日、212.行政区ｺｰﾄﾞ、213.自治会ｺｰﾄﾞ、214.町内会ｺｰﾄﾞ、215.小学校区ｺｰﾄﾞ、216.中学校区ｺｰﾄﾞ、217.投票区ｺｰﾄﾞ、218.住所変更前行政区ｺｰﾄﾞ、219.住所変更前自治会ｺｰﾄﾞ、220.住所変更前町内会ｺｰﾄﾞ、221.住所変更前小学校区ｺｰﾄﾞ、222.住所変更前中学校区ｺｰﾄﾞ、223.住所変更前投票区ｺｰﾄﾞ、224.警告ｺｰﾄﾞ、225.移行ﾌﾗｸﾞ、226.登録区分、227.処理番号、228.管轄支所ｺｰﾄﾞ、229.政令市ｺｰﾄﾞ、230.旧番号法個人番号、231.旧住民票ｺｰﾄﾞ、232.交付識別ｺｰﾄﾞ、233.選挙人名簿登録有無ﾌﾗｸﾞ、234.国保資格有無ﾌﾗｸﾞ、235.国保資格区分、236.国保資格取得年月日、237.国保資格喪失年月日、238.国保適用開始年月日、239.国保適用終了年月日、240.国保退職区分ｺｰﾄﾞ、241.国保退職該当異動日、242.国保退職非該当異動日、243.国民年金記号番号、244.国民年金種別、245.年金種別変更年月日、246.年金取得年月日、247.年金喪失年月日、248.子ども手当の有無ﾌﾗｸﾞ、249.児童認定資格区分、250.児童受給開始年月、251.児童受給終了年月、252.介護保険の有無ﾌﾗｸﾞ、253.介護被保資格取得日、254.介護被保資格喪失日、255.後期高齢の有無ﾌﾗｸﾞ、256.後期高齢被保険者番号、257.後期高齢資格取得年月日、258.後期高齢資格喪失年月日、259.現住所方書非表示ﾌﾗｸﾞ、260.前住所方書非表示ﾌﾗｸﾞ、261.転入前方書非表示ﾌﾗｸﾞ、262.転出予方書非表示ﾌﾗｸﾞ、263.実定地方書非表示ﾌﾗｸﾞ、264.特定施設ｺｰﾄﾞ、265.住所変更前特定施設ｺｰﾄﾞ、266.軽微な修正ﾌﾗｸﾞ、267.予備1_2、268.予備2_2、269.住基ｶｰﾄﾞ返却有無区分、270.増異動日、271.増異動事由ｺｰﾄﾞ、272.増異動事由表記、273.増届出日、274.住基ｶｰﾄﾞ所持有無区分、275.国籍喪失日、276.住基法附則5条、277.個人番号ｶｰﾄﾞ所持有無区分、278.年金資格有無区分、279.改製消除日、280.特別な事由区分、281.履歴選択不可ﾌﾗｸﾞ、282.処理日付、283.入力場所ｺｰﾄﾞ、284.入力場所、285.異動項目名区分、286.異動項目連番、287.個人履歴孫番、288.強制修正ﾌﾗｸﾞ、289.異動日等内容、290.異動前内容、291.異動後内容、292.留意事項内容、293.異動項目強制追加ﾌﾗｸﾞ、294.履歴番号、295.C類型区分、296.区分内連番、297.記載内容

（2）本人確認情報ファイル
1．住民票コード、2．漢字氏名、3．外字数（氏名）、4．ふりがな氏名　、5．清音化かな氏名、6．生年月日、7．性別、8．市町村コード、9．大字・字コード、10．郵便番号、11．住所、12．外字数（住所）、13．個人番号、14．住民となった日、15．住所を定めた日、16．届出の年月日、17．市町村コード（転入前）、18．転入前住所、19．外字数（転入前住所）、20．続柄、21．異動事由、22．異動年月日、23．異動事由詳細、24．旧住民票コード、25．住民票コード使用年月日、26．依頼管理番号、27．操作者ID、28．操作端末ID、29．更新順番号、30．異常時更新順番号、31．更新禁止フラグ、32．予定者フラグ、33．排他フラグ、34．外字フラグ、35．レコード状況フラグ、36．タイムスタンプ

（3）送付先情報ファイル
1．送付先管理番号、2．送付先郵便番号、3．送付先住所　漢字項目長、4．送付先住所　漢字、5．送付先住所　漢字外字数、6．送付先氏名　漢字項目長、7．送付先氏名　漢字、8．送付先氏名　漢字　外字数、9．市町村コード、10．市町村名　項目長、11．市町村名、12．市町村郵便番号、13．市町村住所　項目長、14．市町村住所、15．市町村住所　外字数、16．市町村電話番号、17．交付場所名　項目長、18．交付場所名、19．交付場所名　外字数、20．交付場所郵便番号、21．交付場所住所　項目長、22．交付場所住所、23．交付場所住所　外字数、24．交付場所電話番号、25．カード送付場所名　項目長、26．カード送付場所名、27．カード送付場所名　外字数、28．カード送付場所郵便番号、29．カード送付場所住所　項目長、30．カード送付場所住所、31．カード送付場所住所外字数、32．カード送付場所電話番号、33．対象となる人数、34．処理年月日、35．操作者ID、36．操作端末ID、37．印刷区分、3

8. 住民票コード、39. 氏名　漢字項目長、40. 氏名　漢字、41. 氏名　漢字　外字数、42. 氏名　かな項目長、43. 氏名　かな、44. 郵便番号、45. 住所　項目長、46. 住所、47. 住所　外字数、48. 生年月日、49. 性別、50. 個人番号、51. 第30条の45に規定する区分、52. 在留期間の満了の日、53. 代替文字変換結果、54. 代替文字氏名　項目長、55. 代替文字氏名、56. 代替文字住所項目長、57. 代替文字住所、58. 代替文字氏名位置情報、59. 代替文字住所位置情報、60. 外字フラグ、61. 外字パターン

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名		
（1）住民基本台帳ファイル		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
リスク：　目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 個人番号の入手時における届出・申請の内容及び本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 届出書の内容をシステムに入力後、入力者以外の者が入力内容と届出書の内容を照合し確認を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・住民からの届出・申請等の情報の入手に当たっては、窓口にて届出・申請内容、本人確認や個人番号の真正性確認を実施している。また、必要な情報のみを記載する様式としており、また、記載例を提示し、必要な情報以外は記載しないようにしている。 ・市町村CSからの本人確認情報等の入手に当たっては、既存住民基本台帳システム、住民基本台帳ネットワークシステムのシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。また、定められたインタフェースに基づいて連携されるため、必要な情報以外は連携されないことをシステム上で担保している。 ・庁内からの国民健康保険資格情報等の入手に当たっては、既存住民基本台帳システム、各業務・システムの庁内データ連携機能のシステム連携仕様に基づくため、対象者以外の情報を入手することはない。 ・既存住民基本台帳システムにて照会する住民基本台帳情報の入手に当たっては、個人単位の操作ログを取得し追跡可能な形式で管理しており、対象者以外の情報の入手の抑止を図っている。証跡については完全性を担保し、容易に改ざんできない対策を施している。 ・上記については、業務マニュアルに記載し、新規従業者に対して年1回研修を実施している。		
3. 特定個人情報の使用		
リスク1：　目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク		
リスクに対する措置の内容	・個人番号利用事務を取り扱わない部署における情報照会画面では、個人番号を非表示とする。 ・既存住民基本台帳システムに対する不要なアクセスを防止するため、利用権限の設定を行う。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：　権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク		
ユーザ認証の管理	[　行っている　]	＜選択肢＞ 1）行っている　　2）行っていない
具体的な管理方法	ユーザーIDによる識別とパスワードによる認証を行う。	
その他の措置の内容	システムへのログイン記録及び操作ログの記録を行い、5年間保存する。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜従業者が事務外で使用するリスクに対する措置＞ ・外部媒体へのデータのコピーや印刷を制御することで、許可なく持ち出せないようにしている。 ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）へアクセスできる端末を限定している。 ＜特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスク＞ ・バックアップファイルの取得は入退室管理をしているデータセンタでの作業に限定され、また、バックアップファイルの持ち出しはセキュリティ責任者による承認を必須としている。 ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 ・特定個人情報を記録した紙媒体、DVD等の外部記録媒体は施錠保管し、鍵は管理者が厳重に管理している。また、持出し・持込みのルールを定め、遵守している。 ・保管期間が経過した特定個人情報を記録した媒体は、復元不可能な状態で確実に消去・廃棄している。 ・機器を廃棄もしくはリース返却する場合、機器内部の記憶装置からすべての情報を消去し、復元不可能な状態にする措置を講じている。 ・端末の持出し、私物PCの接続は禁止している。業務上どうしても必要な場合は、情報セキュリティ管理者の許可を得て記録をとることとしている。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	① 秘密保持義務（業務契約終了後も含む。） ② 再委託の禁止又は制限 ③ 目的外利用の禁止 ④ 個人情報が記録された資料等の複写又は複製の禁止又は制限 ⑤ 事故発生又はその恐れがある場合における報告義務 ⑥ 業務の実施状況及び個人情報の取扱状況についての調査権限 ⑦ 個人情報の持ち出しの禁止又は制限 ⑧ 委託契約終了後の個人情報の返却又は廃棄 ⑨ 漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任 ⑩ 個人情報を取り扱う従業者の明確化	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法	再委託申請書の提出を求め、委託先との機密保持規定の遵守を徹底させている。	
その他の措置の内容	定期的な打ち合わせ等において、委託先における個人情報の取り扱い状況等について確認するとともに注意喚起を行っている。	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
#VALUE!		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・番号法関係法令で定められた事項についてのみ提供・移転を行うこととし、情報提供ネットワークシステムによらない「移転・提供」についても記録（アクセスログ）を残す。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 外部媒体への情報の書き込みはできないように制限されており、やむを得ない場合は書面による承認を得たうえで指定された端末で行う。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置＞ ・住民基本台帳ネットワークシステムとの連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定している。 ＜誤った情報を提供・移転してしまうリスク、誤った相手に提供・移転してしまうリスク＞ ・住民基本台帳ネットワークシステム連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。 ・庁内のデータ連携については、あらかじめ定められた仕様に基づくサーバ間通信に限定しており、誤った相手への連携は発生しない。 ・個人情報が正確かつ最新であることを、定期的に確認する手順、不正確または最新ではないことが判明した場合の訂正の手順が明確になっている。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[　] 接続しない（入手）　[　] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報照会機能（※1）により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照合リスト（※2）との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。 ②中間サーバの職員認証・権限管理機能（※3）では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※1）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能 （※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの （※3）中間サーバを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	＜中間サーバ・ソフトウェアにおける措置＞ ①情報提供機能（※）により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。 ②情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ③特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。 ④中間サーバの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 （※）情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 ②セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電（落雷等）によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞（物理的対策） ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度（ISMAP）のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理をすることとしている。また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞ ①LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後、速やかに完全消去する。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ ①LGWAN端末及び既存住民基本台帳システ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞（技術的対策） ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和４年１０月デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームではUTM（コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置）等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 ②中間サーバ・プラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・年に1回、所属部署のOA担当者に対し、教育を実施している。 ・集合教育は必要に応じて実施している。 ・特定個人情報保護委員会が定めた特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン及び岩国市情報セキュリティポリシーの内容を職員に周知する。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバ・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。	

10. その他のリスク対策
＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。

Ⅲ　リスク対策　※（7. ②を除く。）

1. 特定個人情報ファイル名	
（2）本人確認情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 ：本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類（身分証明書等）の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 ：平成14年6月10日総務省告示第334号（第6－7　本人確認情報の通知及び記録）等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することととされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 ：正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上（氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ）の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]　＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 ：本人確認情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定する。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 ：窓口において、対面で身分証明書（個人番号カード等）の提示を受け、本人確認を行う。 ：出生等により新たに個人番号が指定される場合や、転入の際に個人番号カード（若しくは通知カードと法令により定められた身分証明書の組み合わせ）の提示がない場合には、市町村CSにおいて本人確認情報と個人番号の対応付けの確認を行う。 ：本人確認情報の入力、削除及び訂正を行う際には、整合性を確保するために、入力、削除及び訂正を行った者以外の者が確認する等、必ず入力、削除及び訂正した内容を確認する。 ：入力、削除及び訂正作業に用いた帳票等は、当市で定める規程に基づいて管理し、保管する。 ：本人確認情報に誤りがあった際に訂正を行う場合には、本人確認情報管理責任者の許可を得て行うこととする。また、訂正した内容等については、その記録を残し、法令等により定められる期間保管する。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 ：機構が作成・配付する専用のアプリケーション（※）を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 ：操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置（通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する）を内蔵している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講ずる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ：システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ：職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[　　定めている　　]	＜選択肢＞ 1）定めている　　2）定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講ずる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[　　再委託していない　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない　　4）再委託していない
具体的な方法	－	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

・情報保護管理体制の確認
：委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。

・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限
：作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。
：閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。
：閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。
：閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。

・特定個人情報ファイルの取扱いの記録
：契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
：委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）	[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク	
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[　定めている　] ＜選択肢＞ 1）定めている　2）定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに岩国市個人情報保護条例（平成18年条例第21号。以下「個人情報保護条例」という。）の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 ：システム上、照会元から指定された検索条件に基づき得た結果を適切に提供・移転することを担保する。 　また、本人確認情報に変更が生じた際には、市町村CSへの登録時点で項目のフォーマットチェックや論理チェック（例えば、現存する住民に対して転入を異動事由とする更新が行われようとした場合や、転居を異動事由とする更新の際に住所以外の更新が行われようとした場合に当該処理をエラーとする）がなされた情報を通知することをシステム上で担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置 ：相手方（都道府県サーバ）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。	

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手） [○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	
リスクへの対策は十分か	[ ] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	

7. 特定個人情報の保管・消去

リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク

①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり 2）発生なし
その内容	ー	
再発防止策の内容	ー	
その他の措置の内容	ー	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
：既存住民基本台帳システムとの整合処理を定期的に実施し、保存する本人確認情報が最新であるかどうかを確認することにより担保する。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
：システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。
：磁気ディスクの廃棄時は、要領・手順書等に基づき、内容の消去、破壊等を行うとともに、磁気ディスク管理簿にその記録を残す。また、専用ソフトによるフォーマット、物理的粉砕等を行うことにより、内容を読み出すことができないようにする。
：帳票については、要領・手順書等に基づき、帳票管理簿等を作成し、受渡し、保管及び廃棄の運用が適切になされていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
：廃棄時には、要領・手順書等に基づき、裁断、溶解等を行うとともに、帳票管理簿等にその記録を残す。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[　　十分に行っている　　]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステム関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。	

10. その他のリスク対策
－

Ⅲ　リスク対策　※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(3)送付先情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク:　目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・対象者以外の情報の入手を防止するための措置 :本人確認情報の入手元は既存住民基本台帳システムに限定されるため、既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際に、届出／申請等の窓口において届出／申請内容や本人確認書類(身分証明書等)の確認を厳格に行い、対象者以外の情報の入手の防止に努める。 ・必要な情報以外を入手することを防止するための措置 :平成14年6月10日総務省告示第334号(第6－7　本人確認情報の通知及び記録)等により市町村CSにおいて既存住民基本台帳システムを通じて入手することとされている情報以外を入手できないことを、システム上で担保する。 :正当な利用目的以外の目的にデータベースが構成されることを防止するため、本人確認情報の検索を行う際の検索条件として、少なくとも性別を除く2情報以上(氏名と住所の組み合わせ、氏名と生年月日の組み合わせ)の指定を必須とする。
リスクへの対策は十分か	[　十分である　] ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
・不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置 :送付先情報の入手元を既存住民基本台帳システムに限定する。 ・入手した特定個人情報が不正確であるリスクに対する措置 :特定個人情報の入手元である既存住民基本台帳システムへの情報の登録の際、窓口において、対面で身分証明書の提示を受け、本人確認を行う。 :個人番号の生成元である機構が設置・管理する全国サーバから住民票コードに対応する個人番号を適切に取得できることを、システムにより担保する。 :既存住民基本台帳システムにおいて正確性が確保された送付先情報を適切に受信できることをシステムにより担保する。 なお、送付先情報ファイルは、既存住民基本台帳システムから入手後、個人番号カード管理システムに送付先情報を送付した時点で役割を終える(不要となる。)ため、送付後速やかに市町村CSから削除する。そのため、入手から削除までのサイクルがごく短期間であることから、入手から削除の間の正確性を維持するための特段の対策は講じない。 :システムでは対応できない事象が発生した際に、本人確認情報の正確性を維持するため、要領・手順書等に基づいて本人確認情報の入力、削除及び訂正が行われていることを定期的に確認する。 ・入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置 :機構が作成・配付する専用のアプリケーション(※)を用いることにより、入手の際の特定個人情報の漏えい・紛失の防止に努める。 :操作者の認証を行う。 ※市町村CSのサーバ上で稼動するアプリケーション。市町村システムで管理されるデータの安全保護対策、不正アクセスの防止策には、最新の認証技術や暗号化技術を採用し、データの盗聴、改ざん、破壊及び盗難、端末の不正利用及びなりすまし等を防止する。また、市町村CSのサーバ自体には、外部からのこじあけ等に対して防御性に優れた耐タンパー装置(通信時の相互認証及びデータの暗号化に必要な情報を保管管理する。)を内蔵している。	

3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	・宛名システム等における措置 ：市町村CSと宛名管理システム間の接続は行わない。 ・事務で使用するその他のシステムにおける措置 ：庁内システムにおける市町村CSへのアクセスは既存住民基本台帳システムに限定しており、また、既存住民基本台帳システムと市町村CS間では、法令に基づく事務で使用する以外の情報との紐付けは行わない。 なお、市町村CSのサーバ上には住民基本台帳ネットワークシステムの管理及び運用に必要なソフトウェア以外作動させず、また、市町村CSが設置されたセグメントにあるハブには権限の無い者が機器を接続できないよう、適切な対策（物理的なアクセス制限、MACアドレスによるフィルタリング等）を講ずる。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] ＜選択肢＞ 1）行っている 2）行っていない
具体的な管理方法	生体認証による操作者認証を行う。
その他の措置の内容	・従業者が事務外で使用するリスクへの措置 ：システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。 ：担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。 ：システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。 ：職員以外の従業者（委託先等）には、当該事項についての誓約書の提出を求める。 ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置 ：システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先等に対し指導する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れている 2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
その他、特定個人情報の使用に当たり、以下の措置を講ずる。 ・スクリーンセーバ等を利用して、長時間にわたり本人確認情報を表示させない ・統合端末のディスプレイを、来庁者から見えない位置に置く ・本人確認情報が表示された画面のハードコピーの取得は事務処理に必要となる範囲にとどめる ・大量のデータ出力に際しては、事前に管理責任者の承認を得る	

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[　] 委託しない
リスク: 委託先における不正な使用等のリスク		
委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
規定の内容	・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講ずる ・保管期間の過ぎた特定個人情報及びそのバックアップを完全に消去する ・個人情報の取扱いについて四半期に一度チェックを行った上でその報告をする ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる ・再委託の禁止	
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている　2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない　4) 再委託していない
具体的な方法	－	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・情報保護管理体制の確認 :委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、要領・手順書等に基づき、委託業者を選定するとともに、その記録を残す。また、委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 ・特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限 :作業者を限定するために、委託作業者の名簿を提出させる。 :閲覧／更新権限を持つものを必要最小限にする。 :閲覧／更新権限を持つ者のアカウント管理を行い、システム上で操作を制限する。 :閲覧／更新の履歴（ログ）を取得し、不正な使用がないことを確認する。 ・特定個人情報ファイルの取扱いの記録 :契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。 :委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。		

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		[　] 提供・移転しない
リスク: 不正な提供・移転が行われるリスク		
特定個人情報の提供・移転に関するルール	[定めている]	＜選択肢＞ 1) 定めている　2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法及び住基法並びに個人情報保護条例の規定に基づき認められる特定個人情報の提供・移転について、本業務では具体的に誰に対し何の目的で提供・移転できるかを書き出したマニュアルを整備し、マニュアル通りに特定個人情報の提供・移転を行う。	
その他の措置の内容	「サーバ室等への入室権限」及び「本特定個人情報ファイルを扱うシステムへのアクセス権限」を有する者を厳格に管理し、情報の持ち出しを制限する。 媒体を用いて情報を連携する場合には、原則として媒体へのデータ出力（書き込み）の際に職員の立会いを必要とする。	
リスクへの対策は十分か	[特に力を入れている]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている　2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
・不適切な方法で提供・移転が行われるリスクへの措置 :相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施しているため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。また、媒体へ出力する必要がある場合には、逐一出力の記録が残される仕組みを構築する。 ・誤った情報を提供・移転してしまうリスクへの措置 :システム上、既存住民基本台帳システムから入手した情報の内容に編集を加えず、適切に個人番号カード管理システムに提供することを担保する。 ・誤った相手に提供・移転してしまうリスクへの措置		

:相手方（個人番号カード管理システム）と市町村CSの間の通信では相互認証を実施するため、認証できない相手先への情報の提供はなされないことがシステム上担保される。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[○] 接続しない（入手）	[○] 接続しない（提供）
リスク1： 目的外の入手が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
リスク2：不正な提供が行われるリスク		
リスクに対する措置の内容		
リスクへの対策は十分か	[ ]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている　2）十分に行っている 3）十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	＜選択肢＞ 1）発生あり　2）発生なし
その内容	－	
再発防止策の内容	－	
その他の措置の内容	－	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	＜選択肢＞ 1）特に力を入れている　2）十分である 3）課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		

・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置
：本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。
また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。

・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置
：システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。

8. 監査	
実施の有無	[○] 自己点検　　[　] 内部監査　　[　] 外部監査

9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発		[　　十分に行っている　　] ＜選択肢＞ 1）特に力を入れて行っている 2）十分に行っている 3）十分に行っていない
	具体的な方法	・住民基本台帳ネットワークシステム関係職員(任用された派遣要員、非常勤職員、臨時職員等を含む。)に対して、初任時及び一定期間毎に、必要な知識の習得に資するための研修を実施するとともに、その記録を残している。 ・住民基本台帳ネットワークシステムの各責任者に対して、その管理に関する必要な知識や技術を習得させる研修を実施するとともに、その記録を残している。

10. その他のリスク対策
－

Ⅳ　開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	岩国市　総務部総務課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話：0827-29-5031　　FAX：0827-21-3337
②請求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	―
④個人情報ファイル簿への不記載等	―
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	岩国市　市民協働部市民課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話：0827-29-5039　　FAX：0827-22-0923
②対応方法	問合せを受け付けた際、その対応内容について記録を残す。

Ⅴ　評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和7年5月30日
②しきい値判断結果	[　　基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる　　] ＜選択肢＞ 1）基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2）基礎項目評価の実施が義務付けられる（任意に重点項目評価を実施） 3）特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない（任意に重点項目評価を実施）
2. 国民・住民等からの意見の聴取 【任意】	
①方法	―
②実施日・期間	―
③主な意見の内容	―
3. 第三者点検 【任意】	
①実施日	―
②方法	―
③結果	―

（別添2）変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年6月30日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、77、80、84、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	番号法の改正に伴う変更
平成28年6月30日	Ⅲ　リスク対策 1．特定個人情報ファイル名 （2）本人確認情報ファイル 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、総務省告示第334号（第6－8（1）市町村長における本人確認情報の消去）に定める保存期間を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う変更
平成28年6月30日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	―	[No.] 34の2 [提供先] 市町村長（児童手当法第17条第1項の表の下欄に掲げる者を含む。） [①法令上の根拠] 番号法別表第2の74項 [②提供先における用途] 児童手当法による児童手当又は特例給付の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	番号法の改正に伴う変更
平成28年6月30日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	―	[No.] 37の2 [提供先] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第18条第2項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の85項の2 [②提供先における用途] 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	番号法の改正に伴う変更

平成28年6月30日	【別紙2】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 庁内連携システムを使用して移転する場合の移転先一覧	[No.] 7 [移転先（所属部署）] 建築住宅課 [①法令上の根拠] 番号法別表第1の19項、35項、番号法第9条第2項に基づく条例 [②移転先における用途] 公営住宅法及び住宅地区改良法に関する事務	[No.] 7 [移転先（所属部署）] 建築住宅課 [①法令上の根拠] 番号法別表第1の19項、35項、61項の2、番号法第9条第2項に基づく条例 [②移転先における用途] 公営住宅法、住宅地区改良法及び特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に関する事務	事後	番号法の改正に伴う変更
平成29年3月31日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長　塩崎　和幸	市民課長　尾林　正弘	事前	平成29年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成29年6月30日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成27年6月1日	平成29年6月30日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
平成30年3月30日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長　尾林　正弘	市民課長　田嶋　　裕朗	事前	平成30年4月1日付け人事異動に伴う変更
平成30年6月29日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成29年6月30日	平成30年6月29日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更

令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠	（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第7号及び別表第二 ・番号法第19条第14号及び特定個人情報保護委員会規則 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第7号及び別表第二 ・番号法第19条第16号及び特定個人情報保護委員会規則 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項）	事後	番号法の改正に伴う変更
令和1年6月28日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ②所属長	市民課長　田嶋　　裕朗	市民課長	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月15日	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（本人確認情報） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年6月予定	平成27年6月15日	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要（送付先情報） 2. 基本情報 ⑤保有開始日	平成27年10月予定	平成27年10月5日	事後	記載内容の見直しによるもの
令和1年6月28日	Ⅴ　評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	平成30年6月29日	令和1年6月28日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更

令和1年6月28日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	[No.] 54 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の117項 [②移転先における用途] 年金生活者支援給付金の支給に関する法律による年金生活者支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 [No.] 55 [提供先] 都道府県知事 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の120項 [②移転先における用途] 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	[No.] 54 [提供先] 都道府県知事 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の119項 [②移転先における用途] 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途 [No.] 55 を削る。	事後	番号法の改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅰ－1 事務の概要 下部のなお書き	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅰ　基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、119の項）	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	番号法の改正に伴う変更

令和2年6月1日	Ⅰ－2 ②システムの機能	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	4. 本人確認情報検索 :統合端末において入力された住民票コード、個人番号又は4情報(氏名、住所、性別、生年月日)の組合せをキーに本人確認情報の検索を行い、検索条件に該当する本人確認情報の一覧を画面上に表示する。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年6月1日	Ⅰ－2 ②システムの機能	7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(通知カード、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	7. 送付先情報通知 :個人番号の通知に係る事務の委任先である機構において、住民に対して番号通知書類(個人番号通知書、個人番号カード交付申請書(以下「交付申請書」という。)等)を送付するため、既存住民基本台帳システムから当該市町村の住民基本台帳に記載されている者の送付先情報を抽出し、当該情報を、機構が設置・管理する個人番号カード管理システムに通知する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅰ-4 法令上の根拠	2　住基法(平成25年5月31日法律第28号施行時点)	2　住基法	事後	番号整備法(平成25年法律第28号)施行に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ(3)－2 ③対象となる本人の範囲 その必要性	番号法第7条第1項(指定及び通知)に基づき、通知カードを個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、同法第17条第1項(個人番号カードの交付等)により、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされていることから、合わせて、交付申請書を通知カード送付者全員に送付する必要がある。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(通知カード、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	番号法第7条第1項(指定及び通知)及び個人番号カード省令第7条(個人番号の通知)に基づき、個人番号通知書を個人番号の付番対象者全員に送付する必要がある。 また、通知カード所持者にあっては、個人番号カードは通知カードと引き換えに交付することとされている。 市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ(3)－2 ④記録される項目 主な記録項目	[○]その他(通知カード及び交付申請書の送付先の情報)	[○]その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報)	事後	法令改正に伴う変更

令和2年6月1日	Ⅱ（3）－2 ④記録される項目 その妥当性	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（通知カード及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づき通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、通知カード及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・個人番号、4情報、その他住民票関係情報 ：個人番号カードの券面記載事項として、法令に規定された項目を記録する必要がある。 ・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ（3）－3 ③使用目的	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて通知カード及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、通知カード及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ（3）－3 ⑤使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、通知カード及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づいて委任する機構に対し提供する（既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム（機構））。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ（3）－5 ①法令上の根拠	通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）	個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）	事後	法令改正に伴う変更

令和2年6月1日	Ⅱ（3）－5 ②提供先における用途	市町村から通知カード及び個人番号カード省令第35条（通知カード、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、通知カード及び交付申請書を印刷し、送付する。	市町村から個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ（3）－5 ⑦時期・頻度	使用開始日から通知カード送付までの一定の期間に、番号法施行日時点における住民の送付先情報をまとめて提供する（以降、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する）。	個人番号通知書に係る送付先情報は、新たに個人番号の通知対象者が生じた都度提供する。	事後	法令改正に伴う変更
令和2年6月1日	Ⅱ （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 （1）住民基本台帳ファイル	（1）住民基本台帳ファイル 1．個人番号、 （略） 147．入管法事由	（1）住民基本台帳ファイル 1．個人番号、 （略） 147．入管法事由、148．旧氏漢字、149．旧氏カナ	事後	住民基本台帳法施行令等に一部を改正する政令（平成31年4月17日政令第152号）が公布されたため。
令和2年6月1日	Ⅱ （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 （2）本人確認情報ファイル	（2）本人確認情報ファイル 1．住民票コード、 （略） 36．タイムスタンプ	（2）本人確認情報ファイル 1．住民票コード、 （略） 36．タイムスタンプ、37．旧氏　漢字、38．旧氏　外字数、39．旧氏　ふりがな、40．旧氏外字変更連携	事後	住民基本台帳法施行令等に一部を改正する政令（平成31年4月17日政令第152号）が公布されたため。
令和2年6月1日	Ⅱ （別添1）特定個人情報ファイル記録項目 （3）送付先情報ファイル	（3）送付先情報ファイル 1．送付先管理番号、 （略） 61．外字パターン	（3）送付先情報ファイル 1．送付先管理番号、 （略） 61．外字パターン、62．旧氏　漢字、63．旧氏外字数、64．旧氏　ふりがな、65．旧氏　外字変更連携、66．ローマ字　氏名、67．ローマ字旧氏	事後	住民基本台帳法施行令等に一部を改正する政令（平成31年4月17日政令第152号）が公布されたため。

令和2年6月1日	Ⅲ（3）－7 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 ：本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、連携後速やか（1営業日後）に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 ：本特定個人情報ファイル（送付先情報ファイル）は、送付先情報の連携を行う必要が生じた都度作成／連携することとしており、システム上、一定期間経過後に削除する仕組みとする。 また、媒体を用いて連携する場合、当該媒体は連携後、連携先である機構において適切に管理され、市町村では保管しない。 ・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年6月1日	Ⅱ（2）－3 ⑤使用方法	・4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	・住民票コード、個人番号又は4情報（氏名、住所、性別、生年月日）の組合せをキーに本人確認情報ファイルの検索を行う。	事後	現行の仕様に合わせた変更
令和2年6月1日	Ⅱ（1）－5 ⑦	照会を受けたら都度。平成29年7月から情報提供ネットワークシステムによる連携を開始する予定	照会を受けたら都度。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和2年6月1日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和1年6月28日	令和2年6月1日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更

令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 1．特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 （特定個人情報の提供の制限）	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号。以下「個人番号カード省令」という。）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。 そのため、当該事務においては、事務を委任する機構に対する情報の提供を含めて特定個人情報ファイルを使用する。	事後	記載内容の見直しによるもの
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠 （特定個人情報の提供の制限）	・番号法第19条第7号及び別表第二 ・番号法第19条第16号及び特定個人情報保護委員会規則	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・番号法第19条第17号及び特定個人情報保護委員会規則	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠 （別表第二における情報提供の根拠）	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、21、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	（別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項）	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳） 5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	〔○〕提供を行っている（55件）〔○〕移転を行っている（11件）〔　〕行っていない	〔○〕提供を行っている（58件）〔○〕移転を行っている（12件）〔　〕行っていない	事後	番号法の改正に伴う変更及び記載内容の見直しによるもの

令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（送付先情報） 2．基本情報 ③対象となる本人の範囲※ その必要性	市町村は、通知カード及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	市町村は、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（送付先情報） 2．基本情報 ④記録される項目 その妥当性	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、通知カード及び個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	・その他（個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報） ：機構に対し、個人番号カード省令第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅲ リスク対策（住民基本台帳） 6．情報提供ネットワークシステムとの接続 リスク1：目的外の入手が行われるリスク リスクに対する措置の内容	（※2）番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	（※2）番号法別表第2及び第19条第17号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	[№] 12 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の21項 [②移転先における用途] 身体障害者福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定められた用途	[№] 12 を削る。	事後	記載内容の見直しによるもの

令和3年9月1日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	―	[№] 48の2 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の107項 [②移転先における用途] 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	番号法の改正に伴う変更
令和3年9月1日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和2年6月1日	令和3年9月1日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和4年7月29日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容 下部のなお書き	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する省令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	なお、⑨の「個人番号の通知及び個人番号カードの交付」に係る事務については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号、個人番号カード、特定個人情報の提供等に関する命令（平成26年11月20日総務省令第85号）第35条（個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任）により機構に対する事務の一部の委任が認められている。	事後	法令改正に伴う変更
令和4年7月29日	Ⅰ 基本情報 5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※ ②法令上の根拠 （特定個人情報の提供の制限）	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・番号法第19条第17号及び特定個人情報保護委員会規則	・番号法第19条第8号及び別表第二 ・番号法第19条第17号及び個人情報保護委員会規則	事後	組織変更に伴う変更
令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（住民基本台帳） 5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 提供・移転の有無	〔〇〕提供を行っている（58件）〔〇〕移転を行っている（12件）〔　〕行っていない	〔〇〕提供を行っている（59件）〔〇〕移転を行っている（12件）〔　〕行っていない	事後	番号法の改正に伴う変更及び記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（本人確認情報） 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	事後	組織変更に伴う変更

令和4年7月29日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要（送付先情報） 3．特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体　使用部署	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	事後	組織変更に伴う変更
令和4年7月29日	Ⅲ　リスク対策 （本人確認情報） 7．特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、住民基本台帳法施行令第34条第3項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 ：システム上、住民基本台帳法施行令第34条第2項（保存）に定める期間（150年間）を経過した住民票の記載の修正前の本人確認情報（履歴情報）及び消除者の本人確認情報を消去する仕組みとする。	事後	住民基本台帳法施行令の一部改正に伴う変更
令和4年7月29日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	[No.] 35 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の77項 [②提供先における用途]雇用保険法による未支給の失業等給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	[No.] 35 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の77項 [②提供先における用途]雇用保険法による未支給の失業等給付若しくは育児休暇給付又は介護休業給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	番号法の改正に伴う変更及び記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5．特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧	[No.] 48の2 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の107項 [②提供先における用途] 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	[No.] 48の2 [提供先] 厚生労働大臣 [①法令上の根拠] 番号法別表第2の107項 [②提供先における用途] 特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律による特別障害給付金の支給に関する事務であって主務省令で定められた用途	事後	番号法の改正に伴う変更及び記載内容の見直しによるもの

令和4年7月29日	【別紙2】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 庁内連携システムを使用して移転する場合の移転先一覧	[No.] 4 [移転先（所属部署）] 健康推進課 [①法令上の根拠] 番号法別表第1の10項、49項、76項、番号法第9条第2項に基づく条例 [②移転先における用途] 予防接種法、母子保健法及び健康増進法に関する事務	[No.] 4 [移転先（所属部署）] 健康推進課 [①法令上の根拠] 番号法別表第1の10項、49項、76項、93項の2、番号法第9条第2項に基づく条例 [②移転先における用途] 予防接種法、母子保健法及び健康増進法、新型インフルエンザ等対策特別措置法に関する事務	事後	番号法の改正に伴う変更及び記載内容の見直しによるもの
令和4年7月29日	Ⅴ 評価実施手続 1. 基礎項目評価 ①実施日	令和3年9月1日	令和4年7月29日	事後	基礎項目評価書公表に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ 基本情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の内容	（省略） ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 （省略）	（省略） ⑩個人番号カード等を用いた本人確認 ⑪引越しワンストップサービスにおけるサービス検索・電子申請機能とマイナポータルのお知らせ機能を利用し、オンラインで書類の受入及び通知 （省略）	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム2 ②システムの機能	（省略） 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：転入の届出を受け付けた際に、あわせて個人番号カードが提示された場合、当該個人番号カードを用いて転入処理を行う。 （省略）	（省略） 3. 個人番号カードを利用した転入（特例転入） ：個人番号カードの交付を受けている者等の転入が予定される場合に、転出証明書情報をCSを通じて受け取り、その者に係る転入の届出を受け付けた際に、個人番号カードを用いて転入処理を行う（一定期間経過後も転入の届出が行われない場合は、受け取った転出証明書情報を消去する。）。 （省略）	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ 基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	記載なし	マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更

令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ②システムの機能	記載なし	1. 住民向け機能 　自らが受けることができるサービスをオンラインで検索及び申請ができる機能 2. 地方公共団体向け機能 　住民が電子申請を行った際の申請データ取得画面又は機能を、地方公共団体に公開する機能	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ③他のシステムとの接続	〔　　〕庁内連携システム	〔　○　〕庁内連携システム	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ①システムの名称	記載なし	コンビニ交付システム	事後	機能変更による追加記載
令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ②システムの機能	記載なし	1. .証明書の発行機能 　個人番号カードを使用して、コンビニエンスストア等のマルチコピー機から住民票等各種証明書を発行する機能 2. 既存システムとの連携機能 　既存住基システムと連携し、住民異動情報、シリアル番号をリアルタイムで取得する。	事後	機能変更による追加記載
令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム6 ③他のシステムとの接続	[　]既存住民基本台帳システム [　]税務システム [　]その他（　　）	[　○　]既存住民基本台帳システム [　○　]税務システム [　○　]その他（　戸籍システム　　）	事後	機能変更による追加記載
令和5年7月28日	Ⅰ　基本情報 6. 評価実施機関における担当部署 ①部署	市民生活部　市民課	市民協働部　市民課	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部　市民課	市民協働部　市民課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ②入手方法	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム)	[○]その他(住民基本台帳ネットワークシステム、マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能))	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	(省略) ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。	(省略) ・住民基本台帳情報の庁内連携や、他団体からの情報照会時に住民票関係情報の提供を行う。 ・マイナポータル・ぴったりサービス(サービス検索・電子申請機能)を通じて申請された電子申請データの受理、審査等を行う。	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 6. 特定個人情報の保管・消去 保管場所	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 (消去方法) LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(2)本人確認情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部　市民課	市民協働部　市民課	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(2)本人確認情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ③対象となる本人の範囲 その必要性	(省略) 市町村は、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき、これらの事務の実施を機構に委任する。	(省略) 機構は、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書、個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき、これらの事務を実施する。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 その妥当性	(省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を委任するために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	(省略) ・その他(個人番号通知書及び交付申請書の送付先の情報) :機構に対し、個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カード関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を機構が行うために、個人番号カードの券面記載事項のほか、個人番号通知書及び交付申請書の送付先に係る情報を記録する必要がある。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 2. 基本情報 ⑥事務担当部署	市民生活部　市民課	市民協働部　市民課	事後	組織見直しによる変更

令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ③使用目的	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受けて個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書の印刷、送付並びに個人番号カードの発行を行う機構に対し、個人番号通知書及び交付申請書の送付先情報を提供するため。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ④使用の主体 使用部署	市民生活部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	市民協働部　市民課、各総合支所　市民福祉課、周東総合支所　玖珂支所	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 3. 特定個人情報の入手・使用 ⑤使用方法	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づいて委任する機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	・既存住民基本台帳システムより個人番号の通知対象者の情報を抽出し、個人番号通知書及び交付申請書等の印刷及び送付に係る事務を個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づいて行う機構に対し提供する(既存住民基本台帳システム→市町村CS又は電子記録媒体→個人番号カード管理システム(機構))。	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ①法令上の根拠	個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)	事後	法令改正に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。) ②提供先における用途	市町村から個人番号カード省令第35条(個人番号通知書、個人番号カード関連事務の委任)に基づく委任を受け、個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	個人番号カード省令第23条の2(個人番号通知書及び個人番号カードに関し機構が処理する事務)に基づき個人番号通知書及び交付申請書を印刷し、送付する。	事後	法令改正に伴う変更

令和5年7月28日	Ⅲ　リスク対策 1.(1)住民基本台帳ファイル 3. 特定個人情報の使用 特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	（省略） ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 （省略） ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 （省略）	（省略） ・各種ログを取得しているため、業務外利用をした場合には特定可能であることを職員に周知し、事務外の利用を抑止している。 ・マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）へアクセスできる端末を限定している。 （省略） ・特定個人情報ファイルの外部媒体への出力は、特定のアクセス権限を持ったユーザのみが、特定の端末に限定し、特定の記録媒体にのみ許可している。 ・マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）から取得した個人番号付電子申請データ等のデータについて、改ざんや業務目的以外の複製を禁止するルールを定め、ルールに従って業務を行う。 （省略）	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更
令和5年7月28日	Ⅲ　リスク対策 1.(1)住民基本台帳ファイル 7. 特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜岩国市における技術的対策＞ （省略） ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ （省略）	＜岩国市における技術的対策＞ （省略） ＜中間サーバ・プラットフォームにおける措置＞ （省略） ＜特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク＞ ①LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後、速やかに完全消去する。 ＜特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスク＞ ①LGWAN端末及び既存住民基本台帳システ内の不要な個人番号付電子申請データ等の消去について徹底し、必要に応じて管理者が確認する。	事後	引越しワンストップサービス開始に伴う変更

令和5年7月28日	Ⅳ　開示請求、問合せ 2．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ ①連絡先	岩国市　市民生活部市民課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話：0827-29-5039　　FAX：0827-22-0923	岩国市　市民協働部市民課 〒740-8585　山口県岩国市今津町一丁目14番51号 電話：0827-29-5039　　FAX：0827-22-0923	事後	組織見直しによる変更
令和5年7月28日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和4年7月29日	令和5年7月28日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和6年12月26日	Ⅰ　基本情報 5．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　※ ②法令上の根拠	（特定個人情報の提供の制限） ・番号法第19条第8号及び別表第二 ・番号法第19条第17号及び個人情報保護委員会規則 （別表第二における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項（1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、20、23、27、30、31、34、35、37、38、39、40、42、48、53、54、57、58、59、61、62、66、67、70、74、77、80、84、85の2、89、91、92、94、96、97、101、102、103、105、106、107、108、111、112、113、114、116、117、120の項） （別表第二における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	・番号法第19条第8号（特定個人情報の提供の制限）及び同号に基づく主務省令第2条の表 ・番号法第19条第17号及び個人情報保護委員会規則 （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報提供の根拠） ：第三欄（情報提供者）が「市町村長」の項のうち、第四欄（利用特定個人情報）に「住民票関係情報」が含まれる項 （1、2、3、5、7、11、13、15、20、28、37、39、48、53、57、58、59、63、65、66、69、73、75、76、81、83、84、86、87、91、92、96、106、108、110、112、115、118、124、129、130、132、136、137、138、141、142、144、149、150、151、152、155、156、158、160、163、164、165、166の項） （番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表における情報照会の根拠） ：なし （住民基本台帳に関する事務において情報提供ネットワークシステムによる情報照会は行わない）	事後	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第48号）による別表第2の削除及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令（令和6年デジタル庁・総務省令第9号）への移動が行われたため。

令和6年12月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (1)住民基本台帳ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 (消去方法) LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

			消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

令和6年12月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (2)本人確認情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

			消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

令和6年12月26日	Ⅱ特定個人情報ファイルの概要 (3)送付先情報ファイル 6.特定個人情報の保管・消去 保管場所※	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。	セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物の中で、さらに入退室管理を行っている部屋に設置したサーバ内に保管する。 サーバへのアクセスはID／パスワードによる認証が必要となる。 外部記憶媒体は、施錠できるキャビネットに保管している。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①サーバ等はクラウド事業者が保有・管理する環境に設置し、設置場所のセキュリティ対策はクラウド事業者が実施する。なお、クラウド事業者はISMAPのリストに登録されたクラウドサービス事業者であり、セキュリティ管理策が適切に実施されているほか、次を満たすものとする。 ・ISO/IEC27017、ISO/IEC27018 の認証を受けていること。 ・日本国内でのデータ保管を条件としていること。 ②特定個人情報は、クラウド事業者が管理するデータセンター内のデータベースに保存され、バックアップも日本国内に設置された複数のデータセンターのうち本番環境とは別のデータセンター内に保存される。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

			消去方法 LGWAN端末に一時的に保管した個人番号付電子申請データは、既存住民基本台帳システへ連携後及び紙に打ち出し後、速やかに完全消去する。 外部記録媒体に一時的に記録した個人番号付電子申請データは、使用の都度速やかに完全消去する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ①特定個人情報の消去は地方公共団体からの操作によって実施される。地方公共団体の業務データは国及びガバメントクラウドのクラウド事業者にはアクセスが制御されているため特定個人情報を消去することはない。 ②クラウド事業者がHDDやSSDなどの記録装置等を障害やメンテナンス等により交換する際にデータの復元がなされないよう、クラウド事業者において、NIST 800-88、ISO/IEC27001等にしたがって確実にデータを消去する。 ③既存システムについては、地方公共団体が委託した開発事業者が既存の環境からガバメントクラウドへ移行することになるが、移行に際しては、データ抽出及びクラウド環境へのデータ投入、並びに利用しなくなった環境の破棄等を実施する。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

令和6年12月26日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 その他の措置の内容	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 ②セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。	＜岩国市における物理的対策＞ ①申請書等について、入力及び照合した後は、施錠できるキャビネットに保管する。 ②セキュリティ区域を明確にし、入退室管理を行う。 ③許可された者のみ、定められた方法によりサーバ室への入室が可能となっている。 ④バックアップ媒体は、サーバ室内の施錠管理されている場所で保管する。 ⑤停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、各サーバに無停電電源装置を付設する。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞(物理的対策) ①ガバメントクラウドについては政府情報システムのセキュリティ制度(ISMAP)のリストに登録されたクラウドサービスから調達することとしており、システムのサーバー等は、クラウド事業者が保有・管理する環境に構築し、その環境には認可された者だけがアクセスできるよう適切な入退室管理策を行っている。 ②事前に許可されていない装置等に関しては、外部に持出できないこととしている。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

令和6年12月26日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 7.特定個人情報の保管・消去 特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。	＜岩国市における技術的対策＞ ①コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 ②不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置する。 ③導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ＜ガバメントクラウドにおける措置＞（技術的対策） ①国及びクラウド事業者は利用者のデータにアクセスしない契約等となっている。 ②地方公共団体が委託したASP(「地方公共団体情報システムのガバメントクラウドの利用に関する基準【第1.0版】」（令和4年10月　デジタル庁。以下「利用基準」という。）に規定する「ASP」をいう。以下同じ。）又はガバメントクラウド運用管理補助者（利用基準に規定する「ガバメントクラウド運用管理補助者」をいう。以下同じ。）は、ガバメントクラウドが提供するマネージドサービスにより、ネットワークアクティビティ、データアクセスパターン、アカウント動作等について継続的にモニタリングを行うとともに、ログ管理を行う。 ③クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対するセキュリティの脅威に対し、脅威検出やDDos対策を24時間365日講じる。 ④クラウド事業者は、ガバメントクラウドに対し、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

			⑤地方公共団体が委託したASP又はガバメントクラウド運用管理補助者は、導入しているOS及びミドルウエアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。 ⑥ガバメントクラウドの特定個人情報を保有するシステムを構築する環境は、インターネットとは切り離された閉域ネットワークで構成する。 ⑦地方公共団体やASP又はガバメントクラウド運用管理補助者の運用保守地点からガバメントクラウドへの接続については、閉域ネットワークで構成する。 ⑧地方公共団体が管理する業務データは、国及びクラウド事業者がアクセスできないよう制御を講じる。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため

令和6年12月26日	Ⅲリスク対策 (1)住民基本台帳ファイル 10. その他のリスク対策	＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	＜ガバメントクラウドにおける措置＞ ガバメントクラウド上での業務データの取扱いについては、当該業務データを保有する地方公共団体及びその業務データの取扱いについて委託を受けるASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が責任を有する。 ガバメントクラウド上での業務アプリケーションの運用等に障害が発生する場合等の対応については、原則としてガバメントクラウドに起因する事象の場合は、国はクラウド事業者と契約する立場から、その契約を履行させることで対応する。また、ガバメントクラウドに起因しない事象の場合は、地方公共団体に業務アプリケーションサービスを提供するASP又はガバメントクラウド運用管理補助者が対応するものとする。 具体的な取り扱いについて、疑義が生じる場合は、地方公共団体とデジタル庁及び関係者で協議を行う。 ＜中間サーバ･プラットフォームにおける措置＞ ①中間サーバ・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理（入退室管理等）、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	事前	ガバメントクラウドへ移行のため
令和6年12月26日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和5年7月28日	令和6年12月26日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和6年12月26日	【別紙1】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要　5. 特定個人情報の提供・移転（委託に伴うものを除く。） 〔特定個人情報ファイル名〕 住民基本台帳ファイル 情報提供ネットワークシステムを使用して提供する場合の提供先一覧		【別紙1】変更	事後	法令改正に伴う変更

令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 2. 基本情報 ④記録される項目 主な記録項目		個人番号対応符号、障害者福祉関係情報削除	事後	誤記訂正
令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ①入手元		本人又は本人の代理人追加	事後	誤記訂正
令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 3.特定個人情報の入手・使用 ②入手方法		その他(窓口支援システム)の追加	事後	支援システムの導入によるもの
令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(1)住民基本台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社日立ソリューションズ西日本	事後	委託先変更によるもの
令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(2)本人確認情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社日立ソリューションズ西日本	事後	委託先変更によるもの
令和7年5月30日	Ⅱ　特定個人情報ファイルの概要 1.(3)送付先情報ファイル 4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 ③委託先名	株式会社アイネス	株式会社日立ソリューションズ西日本	事後	委託先変更によるもの

令和7年5月30日	（別添1）特定個人情報ファイル記録項目		別添1の変更	事後	住民基本台帳システム変更によるもの
令和7年5月30日	Ⅴ　評価実施手続 1．基礎項目評価 ①実施日	令和6年12月26日	令和7年5月30日	事後	基礎項目評価の見直しに伴う変更
令和8年10月9日	Ⅰ　基本情報 2．特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム システム5 ①システムの名称	マイナポータル・ぴったりサービス（サービス検索・電子申請機能）	サービス検索・電子申請機能	事前	新サービスへの切り替えに伴う変更